

(3) ピアカウンセリング

○ 相談支援事業所のピアカウンセラーを中心に事業実施している事例 〔北広島市〕

★ ポイント ★

より障がい当事者の立場に立った様々な相談に対応できるよう、相談支援事業所にピアカウンセラーを配置して、各種支援の取り組みを行っている事例です。

道においても、障がい者関係団体が実施するピアカウンセリングや地域におけるピアカウンセリング普及のための講座の開催などに支援を行っています。

市町村においても、障がい者制度改革の動向を踏まえ、地域におけるピアカウンセリングの対応などを検討してください。

※ 障害者自立支援法の改正関連

法の一部改正により平成24年4月から「相談支援の充実」を図るため、支給決定プロセスの見直しを行い、「サービス等利用計画案」作成後に、これを勘案して支給決定を行うこととなります。

また、「計画案」に代えて、セルフケアプラン等を提出できることを省令で定める予定となっていますので、より障がい当事者の立場に立った相談体制が求められることとなってきます。

なお、同じく平成24年4月から、現行の「精神障害者地域移行支援特別対策事業」（道実施）で行われているピアサポーター等による長期入院者等の地域移行のための支援と同様の事業を個別給付化（「地域移行支援」）することとなっていることから、市町村における支給決定等の準備も必要となってきます。

市町村地域生活支援事業（ピアカウンセリング）

市町村名 北広島市

1 事業実施方法

(1) 単独・複数市町村共同実施の状況

単独実施

(2) 直営・委託・補助の状況（委託・補助の場合は指定相談支援事業所など委託先）

生活支援は指定相談支援事業所である社会福祉法人北海長正会 障がい者生活支援センターみらいに事業委託（ピアカウンセリングを含む）

就労支援は社会福祉法人北ひろしま福祉会 障がい者就労支援センターめーでるに事業委託

2 事業内容（入居支援、24時間支援、居住支援のための関係機関によるサポート体制の調整）

相談支援事業を24時間365日体制で対応できる体制を確保するよう委託しており、障がい者生活支援センターみらいではその中でピアカウンセラー等を中心に次の内容についても対応している。

- ・ピアカウンセラーによる相談対応等
（福祉サービスの利用援助、住宅改修の相談、外出のための援助・福祉用具等の紹介、専門機関の紹介 など）
- ・市内小学校の総合学習へのピアカウンセラー派遣
- ・ピアサポーターを活用した精神障がい者交流事業の実施

3 相談体制の状況（相談窓口・人員・職種、連携体制（ネットワーク・協力機関・自立支援協議会との関係）、障がい者以外の対象の有無等）

障がい者生活支援センターみらいに一般相談窓口を設置。

センター長、精神保健福祉士2名（常勤）と社会福祉士1名（常勤）、相談員1名（非常勤）で対応（夜間の相談は携帯電話で受け付け）。

連携体制としては、案件毎に行政機関、医療機関、通所施設、グループホーム、居宅介護事業所等を必要に応じて招集し、個別ケース会議を開催し情報の共有化を図っている。

また、案件に応じて「ピアカウンセラー会議」において支援内容の検討等を行っている。

障がい者就労支援センターめーでるにはジョブコーチ1名を配置。就職準備訓練、職業評価、ハローワーク・障害者職業センター・事業主との連絡調整、ジョブコーチ支援、就労定着支援、居住サポート事業を行っている（夜間の相談は携帯電話で受け付け）。

各支援センターは、平成22年度から市の自立支援協議会事務局も担当（市と協同）しているが、協議会の運営面について十分な対応がとれておらず、今後の課題と考えている。

4 事業費（22年度予算及び内訳）

委託料

障がい者生活支援センターみらい 21,514千円

障がい者就労支援センターめーでる 5,064千円

5 事例紹介（この事業に至るまでや現状等も含めて）

1 ピアカウンセラーによる相談対応等

障がいのある方々や家族の様々な相談に対して、より利用者の立場に立って対応できるよう、相談員のほか肢体障がい及び聴覚障がいの当事者2名をピアカウンセラーとして加え、相談者が希望した場合には、ピアカウンセラーが対応できるような体制を整備し相談事業を開始した。

当初は、随時の受付のほか、日を設定してピアカウンセラーによる「相談会」を実施していたが、相談件数が少なかったことから、現在は、事業の周知や利用の促進を図るための啓発的な事業（小学校総合学習への協力など）を中心に対応している。

なお、定例の「ピアカウンセラー会議」を開催し、ピアカウンセラーを中心に支援センター相談員、手話通訳士、案件に応じて支援事業者等が参画して、ケースへの対応や支援センターみらいの活動、ピアカウンセラーの活動等についての検討を実施している。

2 市内小学校の総合学習へのピアカウンセラー派遣

相談事業開始後、学齢期の障害児に関する相談が多数あったため、相談事業の紹介等の必要性を感じ、市社協の行っていた小・中学校での総合学習の場に参加するに至った。近年、福祉教育が重要視されていることから、その一環として総合学習において、ピアカウンセラーによる障がいの説明や生活体験の講話、車いすや手話の体験学習などを実施している。

（平成22年度：20回、延べ1,180名の生徒が受講）

3 ピアサポーターを活用した精神障がい者交流事業の実施

市内には各種サービスにつながっていない精神障がい者がいらっしゃることから、こうした方への支援も必要と考え、ピアサポーターを活用した交流会（予約制）を毎月実施し、社会参加へのきっかけづくりを行っている。

ピアサポーターは、北広島市において研修を実施し、修了者を支援センターに登録（現在2名）、交流会に参加して、実際の社会生活上必要とされる心構えや生活能力の習得等に対する個別的な援助を支援センターの相談員等と協力して行うこととしている。

現在のところ交流会への参加は毎回数名に留まっているが、参加後に日中活動（地域活動支援センター）の利用につながった事例や、参加者の家族が相談支援を利用することとなった事例が出てきている。

今後は、さらなる事業の啓発が必要と考えている。

6 参考資料

北広島市精神障がい者交流事業実施要綱

北広島市精神障がい者交流事業実施要綱

1 目的

北広島市精神障がい者交流事業（以下「交流事業」という。）は、市内に在住する精神疾患（主に統合失調症）により通院している方で、サービスにつながらない方へ交流の場を提供し、ピアサポーターや相談員等からの情報提供により、社会参加の促進を図ることを目的とする。

2 実施主体

障がい者生活支援センターみらい（以下「みらい」とする。）

3 利用対象者

交流事業の対象者は、市内に在住する65歳未満の精神疾患（主に統合失調症）でサービスにつながらず、かつ自立支援医療を申請し、継続して通院できている方とする。

4 事業内容

みらいと契約を結んだピアサポーター（ピアサポーターの研修を終了し、この事業の主旨に賛同する方）と北広島市役所、他、市内の精神保健福祉士等による協力のもと、交流会を開催する。

(1) 交流会の開催

H21年度は月に1度の開催とする。

会場は北広島市芸術文化ホール活動室1.2（中央6丁目2番地1）とする。

(2) ピアサポーター

ピアサポーター研修を終了した者が、交流会の参加者に対して、実際に社会生活上必要とされる心構えや生活能力の習得等に対する個別的援助・支援をする。

(3) 情報提供

交流会の参加者のニーズに応じ、専門機関や福祉サービスの利用などを紹介、必要な支援をする。

(4) 周知方法

- ア 市の広報の掲載
- イ 自立支援医療の更新時に案内を同封
- ウ 近郊の精神科病院、保健所等、関係機関へ案内配布
- エ ポスターの掲示

5 職員配置

(1) 交流事業を行うため、みらいや各関係機関等が交流会に参加しピアサポーターのサポートも行う。

(2) 職員の責務

ア 交流事業に従事する者は、参加者及び参加世帯のプライバシーの尊重に万全を期すものとし、その業務に関して知り得た人の秘密を漏らしてはならない。

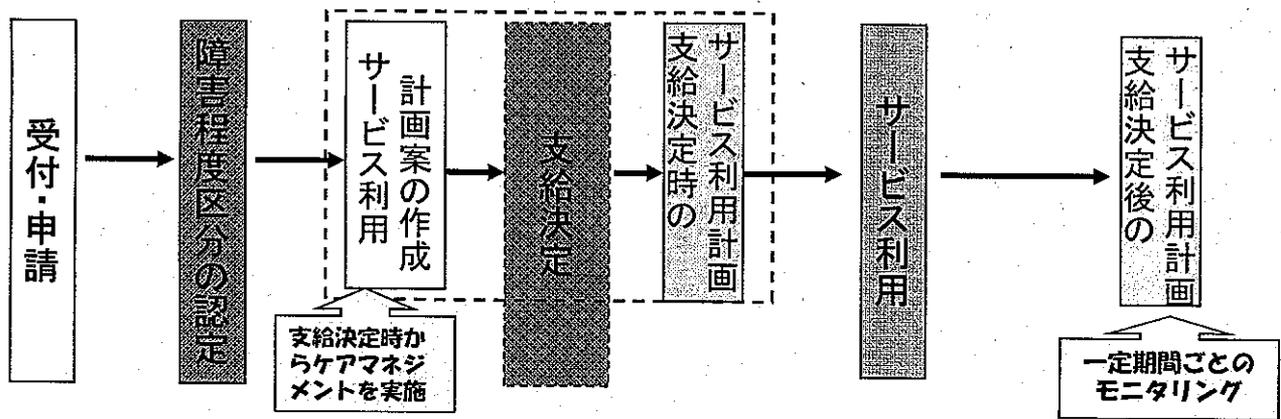
イ 交流事業に従事する者は、事業の果たすべき役割の重要性に鑑み、各種研修会への参加や他の職種との交流等あらゆる機関をとらえ、生活支援技術の向上を図るための自己研鑽に努めるものとする。

6 事業実施上の留意事項

交流事業実施者は、相談受付票を備えて継続的支援の実施を図るものとする。相談受付票の管理はみらいで行う。

支給決定プロセスの見直し

- 市町村は、必要と認められる場合として省令で定める場合には、指定を受けた相談支援事業者が作成するサービス利用計画書の提出を求め、これを勘案して支給決定を行うこととする。
 - * 上記の計画案に代えて、省令で定める計画案(セルフケアプラン等)を提出できることとする。
 - * 相談支援事業者の指定は、総合的に相談支援を行う者として省令で定める基準に該当する者について市町村が指定することとする。
 - * サービス利用計画作成対象者を拡大する。
- 支給決定時のサービス利用計画の作成、及び支給決定後のサービス利用計画の見直し(モニタリング)について、計画相談支援給付費を支給する。



「障害者」の相談支援体系

